

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私たち夫婦は、定年後の生活は子供に頼らず年金を少しでも多く受給できるようにと、厚生年金の沖縄特別措置に係る保険料も夫婦各々一括で納付した。

また、申立期間についても、私の妻が平成元年から4年にかけて年額2万8,000円余りの国民年金の沖縄特別措置に係る保険料二人分を私たち夫婦が夏期及び冬期の賞与をもらった都度分割して納付した。しかし、社会保険庁の記録では妻は国民年金加入期間について全額納付済となっているのに対し、私の申立期間の保険料がみなし免除になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、申立人は、平成7年法改正に伴う沖縄特別措置に係る昭和37年3月から44年12月までの期間の厚生年金保険料をすべて一括納付している上、申立人の妻は、当該沖縄特別措置に係る34年7月から44年12月までの期間の厚生年金保険料及び昭和61年法改正に伴う沖縄特別措置に係る昭和36年4月から44年12月までの期間の国民年金保険料もすべて納付していることが確認できるなど、夫婦ともに年金制度に対する理解が深く、国民年金保険料等の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料の納付について、i) 申立人の申立期間の国民年金保険料を申立人の妻が平成元年ころから4年にかけて納付したと申立人が主張しているところ、同納付時期は国民年金の沖縄特別措置実施期間中であり、申立期間の国民年金保険料の納付が可能であったこと、ii) 申立人の妻が分割納付したとする納付年額2万8,000円余りは、申立期間の保険料年額2万

8,800円とほぼ一致していること、iii) 夫婦各々の勤務先事業所の職員が同納付時期において「夏期及び冬期の賞与が支給されていた」と証言していることから、同納付時期において申立人夫婦は申立期間の保険料を納付できる資力があつたものと考えられ、申立期間の保険料を当該賞与の支給された都度、妻が納付したとする申立人の主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和49年12月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年12月から50年3月まで
② 昭和51年4月から59年12月まで

私は、申立期間の①を含む昭和45年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付等により一括して納付しており、私の国民年金手帳に貼付された保険料徴収カードに役場職員の領収印も押してもらっている。

また、申立期間の②の国民年金保険料については、未納期間の保険料をさかのぼって納付できるとの案内はがきが届いた。このため私の夫が役場で退職金等により申立期間の保険料68万円余りをさかのぼって納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①の期間については、社会保険事務所が保管する特殊台帳によれば、申立人は、申立期間①を除く昭和45年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料を申請免除の追納、48年法改正に伴う附則18条の特例納付、過年度納付及び現年度納付により51年1月に一括して納付している上、申立人が所持する国民年金手帳に貼付されている保険料徴収カードにおいて、申立期間①を含む当該期間の各月の押印欄に納付を意味する役場職員の私印が押されており、加えて、申立期間①の前後を通じて申立人の住所の異動なども無く生活状況に変化は無いことから、申立人は申立期間①の国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間の②の期間については、申立人の夫が申立期間②の国民年金保険料を自身の退職金等により特例納付したとする時期は、申立人の夫が退職した昭和59年1月以降と推測されるが、同時期は昭和53年法改正に伴う附則第4条の特例納付の実施時期ではなく、申立期間②の保険料については時効により納付できない上、申立人の夫が納付したとする68万円余りの金

額は、申立期間②の国民年金保険料を昭和 53 年法改正に伴う特例納付により納付した場合の必要額 42 万円と大きく乖離^{かいり}している。

また、申立人が申立期間の②の期間の保険料を納付したことを示す家計簿や確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の②の期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 12 月から 50 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 240

第1 委員会の結論

申立人の平成18年12月から19年5月までの国民年金保険料については免除がされていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年12月から19年5月まで

私は、平成19年6月1日に夫と共に市役所へ行き、平成18年度に係る夫婦二人分の国民年金の申請免除の手続をした。窓口の担当者は2名分の申請書類を確認していたが、夫の免除承認通知書のみが自宅に届き、私の分は届かなかったので同市役所へ問い合わせたところ、「あなたの申請免除の手続は現在処理中ですのでしばらく待つように」との説明を受けた。

しかし、その後社会保険事務所から国民年金保険料納入告知書が届いたので、再度市役所に問い合わせたところ、私の申請免除の手続はされていないとの回答であった。

私はちゃんと申請免除の手続を行ったにもかかわらず、申立期間が申請免除とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年6月1日に夫と共に国民年金の申請免除の手続を行うため市役所へ行ったと主張しており、当時の同市役所の年金担当窓口職員の特徴や、同担当者とのやり取りなどについて鮮明に記憶している上、これについての申立人の説明は具体的であり、信憑性^{ひよう}が高いと考えられる。

また、i) 申立人及びその夫は、申請免除の手続を行った際、夫婦それぞれの「雇用保険受給資格者証」を市役所に提出していることが確認できること、ii) 当時は夫のみならず申立人自身も失業中であり、国民年金の申請免除が必要であったことを市役所は知り得る状況にあったこと、iii) 市役所の担当職員は「当時夫婦の一方が申請免除の手続を行った場合、その配偶者の免除申請の希望の有無についても窓口で確認していた」と説明していることから、申立人の免除申請の受付がなされていないとされていることは不自然であり、行政側の事務処理に瑕疵^{きず}があった可能性がある。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年12月は36万円に、5年1月から9年1月までは15万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月1日から9年2月26日まで
② 平成9年2月27日から14年12月31日まで

申立期間の①については、社会保険事務所の訪問調査により、A社で勤務していた期間のうち、平成4年12月1日から9年2月26日までの期間に係る私の標準報酬月額が、被保険者資格を喪失した後からさかのぼって、大幅に引き下げられていることが判明したので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

申立期間の②については、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料は持っていないが、申立期間の①から継続してA社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①について、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年2月26日付けで、申立人の標準報酬月額が、さかのぼって平成4年12月は36万円から8万円に、5年1月から7年9月までの間は15万円から8万円に、7年10月から9年1月までの間は15万円から9万2,000円にそれぞれ記録訂正が行われていることが確認できる。

また、申立期間の①当時、申立人がA社の取締役であったことが同社の閉鎖登記簿謄本により確認できるが、これについて申立人は「退任した取締役の代わりに登記上必要な役員として名義だけ貸したものであり、実際には、経営にかかわる役員としての業務は行っておらず、製品の開発業務などに専念していた。」と主張しているほか、当時の同僚は「申立人は取締役ではあったが、実際には、製品開発業務及び営業のみ行っており、社会保険に係る事務は行っていなかったと思う。」と証言している。

さらに、申立人は「代表者である社長（A社の事業主）が社会保険事務所から呼び出され、指示されたとおり、厚生年金保険から脱退する旨の書類に記名・押印し脱退したと聞いています。」と述べているほか「滞納保険料の処理のために、標準報酬月額を遡及して減額訂正するという話は聞いたことが無い。」と説明しており、これら一連の滞納に係る社会保険事務は事業主が行っていたものと考えられる。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、このような記録訂正を行う合理的な理由は無く、申立人について、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間の①に係る申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年12月は36万円に、5年1月から9年1月までは15万円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立期間の②について、申立人は「A社に平成13年又は14年まで継続して勤務していた。」としており、同社の閉鎖登記簿謄本においても申立人が13年1月31日に取締役を退任したことが確認できる。

しかし、社会保険庁が管理するオンライン記録によれば、A社は平成9年2月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に勤務していた者の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、いずれの者も同日以前に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、当時の複数の同僚は「平成10年、11年くらいまで勤務していたが、辞める1、2年前からは厚生年金から国民年金に移行させられた。」「時期は覚えていないが、途中で会社が保険料を払えなくなって、厚生年金保険から脱退させられた。」と述べている。

さらに、申立期間の②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関係資料は無いほか、B県C市の国民健康保険記録によれば、申立人は、A社における被保険者資格を喪失した平成9年2月26日から申立期間の②を含む16年8月23日までの間、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から61年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から61年7月まで

私の国民年金保険料は、亡くなった妻が妻の分と一緒に納付していた。申立期間においては、自営業で一定の収入もあり、同保険料を納付できない状況ではない上、同保険料の未納に関する通知や連絡を受けたこともなく、私の保険料については妻や市役所からは、「完納である。」と聞いていた。

妻の保険料は完納となっているのに、私の申立期間に係る保険料が未納となっていることに納得がいかない。

なお、申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への資格の切替手続は私の妻が行っていた。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理しているオンライン記録によると、申立期間は、平成11年1月に、申立人の国民年金と厚生年金保険の被保険者資格記録が統合され、国民年金の被保険者記録が追加された結果生じた未納期間であることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険を納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の妻が申立期間に係る厚生年金保険から国民年金への資格の切替手続及び国民年金保険料の納付を行ったとしているが、その妻は既に死亡しており、申立人自身は国民年金への切替手続及び同保険料の納付に関与していないことから、申立期間に係る国民年金への加入及び保険料の納付状況の詳細を確認することができない。

さらに、申立期間当時、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和45年4月から50年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年1月まで

私は国民年金の納付記録を社会保険事務所に確認したところ、昭和45年4月から50年1月までの期間の国民年金保険料が未納であるとの回答をもらった。しかし、私は当該期間の保険料を納付した記憶があり、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、その前後の記号番号の払出しから平成3年ころと推認でき、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付時期、納付金額などについての記憶が曖昧であり、申立人と国民年金に係る話をしていたとする友人からも、申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける証言を得ることができなかった。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、預金通帳等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から56年6月までの期間及び57年3月から61年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月から56年6月まで
② 昭和57年3月から61年6月まで

私は、昭和52年10月に会社を退職したので、市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月の納付書で金融機関において申立期間に係る国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が管理するオンライン記録により、申立人が所持する年金手帳の国民年金手帳記号番号は昭和63年4月以降に払い出されていることが確認できる。

また、市役所が管理している申立人の被保険者資格の取得及び喪失に係る電算記録によると、申立人に係る国民年金の被保険者資格取得の届出日は昭和63年8月となっており、その時点では申立期間の①及び②の期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、昭和63年10月15日に発行された納付書により、同年同月27日に、申立期間の②直後の61年7月から同年9月までの期間を納付していることが申立人の所持する領収証により確認でき、申立人は、その時点において、時効前の、さかのぼることが可能であった期間の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間当時、国民年金保険料の納付を行っていたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 8 年 5 月までの期間、8 年 10 月から同年 12 月までの期間、11 年 9 月から 12 年 3 月まで期間及び 12 年 4 月から 13 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 5 月から平成 8 年 5 月まで
② 平成 8 年 10 月から同年 12 月まで
③ 平成 11 年 9 月から 12 年 3 月まで
④ 平成 12 年 4 月から 13 年 3 月まで

私は、平成 4 年ころ市役所出張所で国民年金の加入手続を行い、その際、未納となっていた 3 年ないし 4 年分の国民年金保険料をさかのぼって納付するよう勧奨を受けたので、3 年かけて平成 4 年以降の現年度の保険料とともに、過年度の保険料も納付した。しかし、社会保険庁の記録では申立期間について未納又は申請免除となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①については、申立人が所持している国民年金手帳に記録されている手帳記号番号は、申立人が長期未加入者であったため平成 8 年 10 月 11 日に市役所が職権により、払い出していることが同市役所が管理する被保険者資格の取得・喪失に係る電算記録により確認できる。このことから、申立人が初めて国民年金保険料を納付した時期等を踏まえると、国民年金手帳記号番号払出の時点では既に申立期間の①の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間の②については、社会保険庁が管理するオンライン記録により、大半の期間が時効成立後等の納付による充当処理の結果発生した未納期間であることが確認できる。

申立期間の③及び④の期間については、申立人は「当時、国民年金保険料を納付する経済的な余裕が無く、申立人の妻に申請免除の手続を行うよう話した記憶がある」と述べており、さらに、申立期間の③の期間について、申立人は「免除申請の手続が遅れたため、申請免除とならず未納となってしまったかも

しれない」と述べている。加えて、申立期間の④については、市役所が管理する被保険者の免除履歴に係る電算記録によれば、申立人夫婦の申請免除の処理が同一日に行われていることが確認できることから、申請免除となっている申立人の妻が夫婦二人分の保険料の免除を申請したものと推認される。

このほか、申立期間当時、申立人が国民年金保険料の納付を行ったことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 12 月まで

私は、申立期間においてA事業所に勤務していたが、社会保険事務所に問い合わせたところ、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は無いとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を証明できる書類は持っていないが、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚は「私がA事業所に昭和44年4月に採用された時から47年10月に次の事業所に移った後の50年8月まで、申立期間を含む期間ずっと申立人と一緒に仕事をしていた」と証言しており、申立人は申立期間において同事業所に勤務していたものと考えられる。

しかし、申立期間における厚生年金保険の加入状況について、i) A事業所及びB事業所で社会保険事務担当であった元同僚は「当時、社会保険に加入していたのは正看護婦・技術者・事務員だけで、准看護婦・雑役婦などは社会保険に加入させてなかった」と証言していること、ii) 申立人も「申立期間当時、私は准看護婦であった」と述べていること、iii) 複数の元同僚は「A事業所では常時15人から30人程度の方が働いていた」と証言しているが、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険加入記録を調べたところ、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になった後の昭和45年4月1日時点の厚生年金保険加入者は11人であることから、同事業所の事業主は、申立人を含む一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと考えるのが自然である。加えて、社会保険事務所の保管する厚生年金保険加入記録を調べたところ、A事業所の厚生年金保険加入者全員の記録の中に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

また、労働局が管理する申立人の雇用保険の加入記録について調べてみると、申立期間のうち昭和47年4月から同年9月までの期間はB事業所、同年10

月から同年12月までの期間はC事業所での雇用保険の加入記録が確認できる。このため、当該期間に係るB事業所及びC事業所それぞれの厚生年金保険加入記録を調べたところ、申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

なお、申立人は、申立期間の始期及び終期についてははっきりせず、B事業所で勤務したことを覚えてないなど、記憶が曖昧である。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票などの関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 214

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 10 月まで

私は申立期間において、A事業所に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、当該期間についての私の厚生年金保険の被保険者記録は無いとの回答を受けたが、私は同事業所から受け取った給与明細書に厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。

A事業所において厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の申立期間当時の元役員及び申立人の複数の友人は「申立人はA事業所に勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間当時において同事業所に勤務していたと考えられる。

しかし、A事業所の法人登記簿謄本により、i) 同事業所は昭和 47 年 10 月に合資会社として設立されていること、ii) 県から 49 年 2 月において旅館営業許可を受けたことが確認できるものの、社会保険庁が管理しているオンライン記録及び社会保険事務所が保管している厚生年金保険適用事業所名簿には、同事業所に係る厚生年金保険適用事業所の記録は見当たらない。

また、上述の元役員は「A事業所は小さな会社なので、私が給与計算を行ったことがあるが、社員の厚生年金保険料額の計算をした覚えがない。私自身同事業所では厚生年金保険に加入しておらず、同事業所は厚生年金保険へ加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、上述の元役員及び申立人の同僚のA事業所に係る厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録も無い。

加えて、厚生年金保険料の給与からの控除については、i) 申立人は「申立期間においてA事業所から受け取った給与明細書に厚生年金保険料が控除されていた記憶がある。」と主張するとともに、ii) また、申立人は「申立人の

同僚は『A事業所は厚生年金保険料を給与から控除していながら、社会保険事務所へ保険料を支払っていなかった。自分の保険料は取り戻したが、申立人の保険料は取り戻せなかった。』と聞いた」と述べている。しかし、i) 申立人は上述の給与明細書を所持していないこと、ii) 上述の元役員は「同僚が述べていることについては覚えが無い。」と述べていること、iii) 既にその同僚は死亡しており確認することができず、また、申立期間当時のその他の同僚の連絡先が不明であるためこれ以上の証言が得られないことなどから、厚生年金保険料が控除されていたことを証明する関連資料及び周辺事情を得ることができなかった。

このほか、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる所得税源泉徴収票などの資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間において、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで
(A 事業所)
② 平成元年 10 月 3 日から 9 年 1 月 1 日まで
(B 事業所)

私が A 事業所及び B 事業所で勤務していた申立期間の①及び②の期間のそれぞれの給与月額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が相違しているため、実際に支払いを受けた給与月額に基づく標準報酬月額への記録訂正を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①の期間については、申立人の標準報酬月額と、A 事業所に当時勤務していた複数の同僚の標準報酬月額を比較すると、それらの同僚の金額よりも高く、当時の事業主の標準報酬月額に近いことが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが本来の金額より低く記録されているとは考え難い。

また、申立期間の①に係る標準報酬月額は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票と社会保険庁が管理しているオンライン記録の標準報酬月額とは一致しており、記録上の不合理な点は見られない。

一方、申立期間の②の期間における申立人の標準報酬月額について、B 事業所の当時の社会保険事務担当者は「厚生年金保険料額の計算は社会保険事務所に届け出た標準報酬月額を基に私が行っていた。」と証言していることから、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額を基に計算された厚生年金保険料を超える額の保険料を申立人の給与から控除していたとは考え難い。

さらに、申立期間の②について、申立人が加入していた C 基金における申立期間に係る申立人の標準給与額は、社会保険庁が管理しているオンライン記録の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる上、当該オンライン記

録上では、遡及訂正処理も行われておらず、不合理な事務処理は見当たらない。

なお、申立期間の②に関し、B事業所が保管している平成12年から16年までの期間の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与計算書を基に算定された標準報酬月額と厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載されている標準報酬月額は、社会保険庁が管理しているオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間の①及び②の期間について、申立人が主張している標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの関連資料は無く、その他申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。